

2012年2月14日

内閣府消費者担当大臣 松原 仁 様
農林水産大臣 鹿野 道彦 様
消費者庁長官 福嶋 浩彦 様
消費者委員会食品表示部会部会長 田島 眞 様

米の検査規格の見直しを求める会
山浦康明 特定非営利活動法人共同代表運営委員、消費者委員会食品表示部会委員

米品質表示基準についての情報提供及び意見書

食品表示部会において「玄米及び精米品質表示基準」の審議が行われるにあたり、討議に資するべく、情報提供と当会の意見を述べさせていただきたい。

【I】ふるい下米の表示

1. 過去の検討会の議論をみる

いわゆる「ふるい下米」表示は、これまで度々各界で問題視されており、当時の議論は貴表示部会の論点整理にも役立つと考えられます。中でも、平成14年、旧食糧庁『米の表示等についての検討会』での配布資料は有用と考えます。

別紙に、同検討会の低品質米関係資料等を添付します。

- 1-1 「玄米及び精米の品質・品位に係るクレーム件数」
- 1-2 「低品質米の問題点とその判別の必要性について」
- 1-3 「表示・検査についての論点整理」（抜粋）
- 1-4 「新たな精米規格のイメージ」
- 2-1 「おかしいぞ米表示・クズ米の流通がモンダイだ」現代農業 2011年11月号
- 2-2 「クズ米の流通がどうなっているのか追ってみた」現代農業 2011年11月号

別紙 1-2 の要約

- (1) 「低品質米」の定義→【食糧法に基づく品位基準未満の精米】
- (2) 低品質米に2つの問題点
 - ① 食味に関連する問題点

- (ア) 品位基準を満たさない場合、「普通の」食味を得られない可能性
 - (イ) 低品質米の判別は（白い穀粒を背景として白の穀粒を見るという点で）困難
 - (ウ) 消費者が品位の劣る精米を間違えて購入しないよう、判別手段の提供が有用
- ② 需給や価格に関連する問題点
- (エ) デフレ傾向の下で、低価格製品を作るための低品位米供給源となる実態
 - (オ) 価格下落を増幅する作用
 - (カ) 単に低品質米を購入した消費者に不利益になるばかりでなく、多くの生産者にとっても全体の玄米価格水準の低下という不利益をもたらしている可能性
- (3) まとめで部分では、「このため、それらを求める消費者のニーズは否定し得ないとしても、通常の精米製品とは違ったものとの正確な認識を持って購入できるよう、表示面での識別手法を検討する必要がある」と指摘しています。

2. 当会の意見

上記のように、ふるい下米問題は長年に渡って繰り返し指摘された懸案であり、農林水産省は過去、その問題解決の必要性をとりまとめしています。しかしそれは約 10 年間放置されたままであり、そして今般、貴表示部会において再びゼロから審議がスタートするとすれば、誠に遺憾であります。

そこで当会は、2010 年に提出したパブコメ意見書に加えて次の意見を申し述べます。
その前に、以下の事実をご覧ください。

① 平成 7 年、食糧法から「くず米の定義」が消滅

食糧管理法はかつて、「くず米、碎米その他農林水産大臣の指定する米穀」を『特定米穀』と定義づけ、一般米と区別して流通させていた。ところが平成 7 年、食糧法が廃止され、食糧法に移行した際、「特定米穀」はなくなり、くず米は一般米と区別されない「米穀」となった。

② 平成 16 年、同じく「精米品位基準」も消滅

「特定米穀」は消えたものの、食糧法には当初、登録販売業者が遵守すべき『精米品位基準』（別紙資料 1-2、2 ページ目の表）が定められ、登録業者は基準を満たさない精米の販売が禁止されていた。しかし、平成 16 年、食糧法の改正により、販売業者の登録制が届け出制に変更され、販売業者の遵守すべき「基準」も廃止となった。

※ 廃止後は、任意団体「米穀公正取引推進協議会」（主婦連加盟）の「自主的ガイドライン」として存続

これらの事実は、消費者庁が創設される以前、農林水産省の施策の下、ふるい下米関連事項が法律から次々に消えたことを示しており、平成14年に検討会が低品質米問題を取りまとめた後にも、前提としていた品位基準がなくなっています。これでは表示の改善が進まないのは当然です。

したがって、法律の一貫性、実効性を確保するため、JAS基準の見直しに合わせて、食糧法に整粒とふるい下米を規定するよう、農林水産省と協議をすべきです。

【Ⅱ】未検査米の産年・品種の表示について

1. 同一の精米であっても包装容器入りとそうでないものによって適用される基準が『玄米及び精米品質表示基準』又は『生鮮食品品質表示基準』に分かれるのは二重基準であり、農産物検査の有無に拘わらず産地・産年・品種の表示を行うべきです。
2. 農産物検査を証明に用いることに賛成派が挙げる理由として、①証明の信頼性、②現物を見ずに伝票取引される米の特殊性等があります。これに対して次の理由により反対します。
 - イ) 農産物検査は品位の等級格付けを行う制度であり、品位表示を行うことなく産年・品種の根拠に用いるのは不適當。
 - ロ) 産年・品種は農家の自主申告を前提としていることに加え、目視での等級判定的中率は80%前後と低く、信頼に足る証明とはいえないこと。
 - ハ) 多くの農産物がFAX、メール等を使って取引されており、「伝票取引」は米のみの特殊事情ではないこと。
3. 消費者団体として、消費者が購入する場合のみ、未検査米の産年・品種表示を禁止するのは「ブラックボックス」となるため、理解できません。

「産地」が米トレーサビリティ法に基づいて証明されるように、「産年・品種」についても同法で証明可能とし、全ての米穀の3点セット（産地・産年・品種）を米トレサ法に基づいて一元表示できるようにすべきです。

以上

なお、この意見書を食品表示部会の全委員に事前に配布して下さいますようお願いいたします。

米の検査規格の見直しを求める会